

令和3年第12回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和3年11月18日(木) 午後2時

2 開催場所 雫石町役場3階大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番 岡 森 喜与一
2 番 山 本 長 栄
3 番 松ノ木 睦 男
4 番 新 田 善 男
5 番 舛 澤 誠 一
6 番 細 川 仁
7 番 堂 屋 剛
8 番 木 村 正 美
9 番 山 崎 忍
10 番 八丁野 よし子
11 番 坂 下 千枝子

農地利用最適化推進委員

雫 石 田 村 國 彦
雫 石 藤 村 博 志
雫 石 福 崎 公 博
雫 石 徳 田 雅 博
御 所 米 澤 晃
御 所 川 口 英 敏
御 所 細 川 健 一
西 山 柿 木 一 明
西 山 山 田 裕 明
西 山 松 本 光 正
御明神 伊 藤 庄 一
御明神 南 野 久 晃
御明神 木 村 久 雄
御明神 砂 壁 純 也

4 欠席した委員

農地利用最適化推進委員 御 所 吉田 光彦
西 山 高橋 浩之、朝賀 重雄
御明神 夷森 和人

5 議事日程

第1 会議録署名人及び書記の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第5 議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

第6 議案第4号 農用地利用配分計画の案に対する意見決定について

第7 議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

第8 議案第6号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に対する可否決定について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上 村 光 俊
係 長 高 橋 直 也
主 任 川 村 佳 樹

開会時刻 午後2時00分

議長

ただ今の出席議員は、農業委員11名、推進委員14名、計25名であります。雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

これより令和3年第12回雫石町農業委員会総会を開会いたします。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりでありますので朗読を省略いたします。

諸般の報告を行います。事務局から説明をお願いします。

上村事務局長

(資料に基づき説明)

議長

ただ今事務局から説明がありました。これに質問などございますか。

8番 木村委員

農地法第4条許可申請却下について、どういう状況で計画変更が必要になったのでしょうか。

次に、使用貸借計画合意解約の4番は、解約理由が農地転用の計画がある為との事ですが、いつ頃計画が出て来るのでしょうか。

最後に、賃貸借契約合意解約の3番は、解約理由が自ら耕作する為との事ですが、本人が既に雫石に来られているのでしょうか。

高橋係長

4条の取り下げは9月の総会でお諮りした案件ですが、県に進達したところ、計画ではビニールハウスを農機具格納庫として利用し、既存のハウスを農作業ハウスとして利用したいという事でしたが、ビニールハウスを農機具格納庫に使用するのは、建築物の基準に適合しないため、建築基準法に適合した建物で計画しないと建築確認申請が通らないとの事で、計画を見直す為申請を取り下げたものです。

使用貸借計画合意解約の4番は、〇〇の事業所用地として相談には来ており、まだ申請は出ていませんが、所有者と借受人との間で合意し解約するとの事です。

賃貸借契約合意解約の3番は、息子さんが耕作するそうです。

8番 木村委員

賃貸借契約合意解約の3番は、息子さんが耕作するとの事ですが、盛岡から通って耕作するのか、例えば、周辺にも農地を持っているので一緒に耕作するとか、そういう事でしょうか。

高橋係長

盛岡から通って耕作するそうです。

議長

ほかにございませんか。

(なし)

議 長

なければ、これで諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名人及び書記の指名についてお諮りいたします。本案件につきましては、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め、会議録署名人には6番、細川仁委員、7番、堂屋剛委員、書記には事務局の高橋係長及び川村主任を指名します。

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

この総会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋係長

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

許可申請事項について説明いたします。番号1、〇〇が所有する畑1筆、面積327㎡について、〇〇と売買しようとするものです。

番号2、〇〇が所有する田5筆、面積計14,654.88㎡について、甥の〇〇に贈与しようとするものです。以上説明しました案件に係る調査書を4ページに添えておりますが、農地法第3条第2項の規定に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思われまます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので併せてご覧下さるようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。今回の現地確認委員につきましては6番、細川仁委員、10番、八丁野よし子委員、米澤晃推進委員、柿木一明推進委員、木村久雄推進委員が行っております。本案件の現地確認委員報告について現地確認全般を10番、八丁野よし子委員、番号1と2を6番、細川仁委員にお願いいたします。

10番 八丁野委員 現地調査全般についてご報告いたします。11月15日、第6班の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局が現地調査を行い、申請のあった農地並びにその周辺の農地の利用状況を確認いたしました。すべての案件につきまして、譲受人又は借受人にかかる申請内容、営農計画などから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれます。また、地域に及ぼす影響については、一般的な栽培計画、利用計画である事から、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

6番 細川委員 初めに番号1についてご報告いたします。場所は総会資料の25ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から東へ約200mの場所になります。詳細な位置などは別冊資料1～2ページをご覧ください。本件は土地の売買ですが、〇〇さんは現在遠方に住まわれており、自己所有地である農地や宅地等を〇〇さんが購入したいと申し出た事から、今回の申請になったとの事です。申請地は畑として野菜が生産されており、売買後も利用状況が変わるものではない事から問題ないものと思われます。

次に番号2についてご報告いたします。場所は総会資料の25ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇の〇〇から南東へ約200mの場所になります。詳細な位置などは別冊資料1の3～4ページをご覧ください。こちらの案件は土地の贈与ですが、〇〇さんと〇〇さんは叔父と甥の関係であり、〇〇さんが昨年11月に認定新規就農者となった事から、〇〇さんが所有する農地に利用権を設定し貸借しております。〇〇さんは新規就農者に対する支援を受けており、その要件に農地の所有権を移転する事とされている事から、贈与税の関係もあり6回に分割し、現在使用貸借権を設定している農地の所有権を移転していくとの事で、今回は贈与税の範囲内で農地の所有権を移転するとの事です。現地の状況は稲の収穫を終えた状況でしたが、贈与後も利用状況が変わるものではない事から問題ないものと思われます。

議長 現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議 長 全員挙手であります。よって議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋係長 ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

許可申請事項について説明いたします。番号1、〇〇が所有する田1筆、面積388㎡について、〇〇のため、〇〇と売買しようとするものです。本件の申請地は10ヘクタール以上の一団の農地であることから第1種農地に区分されますが、住宅等で集落接続して設置されることから、農地転用許可基準を満たしているものと思われれます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので、併せてご覧下さるようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告を柿木一明推進委員にお願いします。

柿木 推進委員 番号1についてご報告いたします。場所は総会資料の25ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から東へ約300mの場所です。詳細な位置などは別冊資料1の5～10ページをご覧下さい。本件は〇〇さんが〇〇を新築する計画ですが、計画面積も妥当で周辺農地への影響も少ないと認められる事から許可相当と見て参りました。なお、事前着工はありませんでした。

議 長 現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手であります。よって議案第2号は、原案のとおり決定いた

しました。

日程第5、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。この議案については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限の議案審議がありますので、所有権移転の番号1と番号2、利用権設定の番号1と番号3、一括方式の番号1から番号6までと、利用権設定の番号2、一括方式の番号7、一括方式の番号8を分割して審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声

議長

異議なしと認め分割して審議いたします。初めに議案第3号のうち所有権移転の番号1と2、利用権設定の番号1と3、一括方式の番号1から6を議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋係長

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

初めに所有権移転の計画内容について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する田4筆、面積計2,099㎡について〇〇と。番号2、(公社)岩手県農業公社が所有する田3筆、面積計8,850㎡について、〇〇とそれぞれ売買しようとするものです。本案件について、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので、併せてご覧下さるようお願いいたします。

次に、利用権設定の番号1と3の計画内容について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する田6筆、面積計9,093㎡。

番号3、(公社)岩手県農業公社が所有する田19筆、畑1筆、面積計54,712㎡について、〇〇とそれぞれ利用権を再設定しようとするものです。

次に、一括方式の番号1から6までについて説明いたします。こちらの議案は、農地中間管理機構たる(公社)岩手県農業公社が、出し手の農家から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手である担い手に対し転貸による利用権設定を一括で行うものであります。

番号1、〇〇が所有する田3筆、面積計9,155㎡について〇〇に。

番号2、〇〇が所有する田3筆、面積計6,934㎡について〇〇に。

番号3、〇〇が所有する田4筆、面積計8,235㎡について〇〇に。

番号4、同じく〇〇が所有する田6筆、面積計18,297㎡について〇〇に。

番号5、〇〇が所有する田8筆、面積計13,687㎡、番号6、〇

○が所有する田1筆、面積2,577㎡について○○に、中間管理事業の一括方式によりそれぞれ新たに利用権を設定するものです。すべての案件について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、所有権移転の現地確認委員の報告について、番号1を10番、八丁野よし子委員、番号2を米澤晃推進委員にお願いします。

10番 八丁野委員

所有権移転の番号1についてご報告いたします。場所は総会資料の25ページにあります『利用集積：○○・○○』となっている所で、○○から南へ約400m向かった場所にあります。詳細な位置などは別冊資料1の11～12ページをご覧ください。本件は利用集積計画での所有権移転という事ですが、取得者の○○さんは認定農家で、大規模に経営しておりますので問題ないものと判断されます。また、現地についてはこれまでも賃貸借により利用してきた農地である事から、所有権移転後も同様の利用計画ですので、周辺農地への影響もないものと思われま

米澤 推進委員

所有権移転の番号2についてご報告いたします。場所は総会資料の25ページにあります『利用集積：岩手県農業公社・○○』となっている所で、○○から南西へ約700m向かった場所にあります。詳細な位置などは別冊資料1の13～14ページをご覧ください。本件は○さんが岩手県農業公社から土地を購入するものです。内容については先程事務局からの説明のとおり、農地中間管理事業の売買等事業により最終的に○○さんが農地を買い受けるという予定で、令和元年に元の所有者の○○さんと○○さんから公社が買い入れ、○さんが一定期間公社から借り受けて耕作してきたもので、売買後も引き続き同様に利用することから特に問題はないものと考えられます。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第3号のうち、所有権移転の番号1と番号2、利用権設定の番号1と番号3、一括方式の番号1から番号6について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって、議案第3号のうち、所有権移転の番号1と番号2、利用権設定の番号1と番号3、一括方式の番号1から番号6は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号のうち利用権設定の番号2を議題といたします。この議案については〇〇委員に関する事項がある事から、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与できませんので、この議案の審議が終結するまで退席をお願いいたします。

(〇〇委員 退席)

議 長

それでは、事務局の説明を求めます。

高橋係長

引き続き、農用地利用集積計画の利用権設定の計画内容について説明します。

番号2、〇〇が所有する田1筆、面積746㎡について、〇〇に、新たに利用権を設定するものです。本案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

議 長

事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第3号のうち、利用権設定の番号2について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって、議案第3号のうち、利用権設定の番号2は、原案のとおり決定いたしました。

(〇〇委員 着席)

議 長

次に、議案第3号のうち一括方式の番号7を議題といたします。この議案については〇〇委員に関する事項がある事から、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与できませんので、この議案の審議が終結するまで退席をお願いいたします。

(〇〇委員 退席)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

高橋係長 引き続き、農用地利用集積計画の一括方式の計画内容について説明いたします。

番号7、〇〇が所有する田7筆、面積計12,087㎡について〇〇に、中間管理事業の一括方式により新たに利用権を設定するものです。本案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

議長 事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第3号のうち、一括方式の番号7について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって、議案第3号のうち、一括方式の番号7は、原案のとおり決定いたしました。

(〇〇委員 着席)

議長 次に、議案第3号のうち、一括方式の番号8を議題といたします。この議案については私に関する事項があることから、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与できませんので、この議案の審議が終結するまで退席します。尚、議長は雫石町農業委員会規程第4条により、会長が欠けた時は、会長の職務代理者が職務を代理するとありますので、木村正美会長職務代理者に議長をお願いします。

(岡森喜与一会長退席、木村正美会長職務代理者議長席に着席)

議長 岡森喜与一会長が退席しましたので暫時議長を務めます。それでは事務局の説明を求めます。

高橋係長 引き続き、農用地利用集積計画の一括方式の計画内容について説明

いたします。

番号8、〇〇が所有する田7筆、面積計17,134㎡について〇〇に、中間管理事業の一括方式により、新たに利用権を設定するものです。本案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

議 長

事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第3号のうち、一括方式の番号8について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって、議案第3号のうち、一括方式の番号8は、原案のとおり決定いたしました。

(木村正美会長職務代理者自席に異動、岡森喜与一会長着席)

議 長

日程第6、議案第4号、農用地利用配分計画の案に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋係長

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

本案件は、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の案であり、農地中間管理機構として中間管理権を保有する(公社)岩手県農業公社が担い手へ利用権の設定を行うものでありますので、所有者の氏名を省略し利用権の設定を受けるものについて説明いたします。

番号1、田2筆、面積計3,628㎡について〇〇に(公社)岩手県農業公社が利用権を設定しようとするものです。本案件については備考欄記載のとおり、これまで〇〇さんに配分されておりましたが、事情により権利を移転するものです。本案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると思われま

議 長

事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、

ご意見ございませんか。

(なし)

議長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第4号、農用地利用配分計画の案に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋係長 ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

番号1、願出人は所有者の〇〇、願出の土地は田2筆、面積計111㎡です。非農地となった事由は、昭和55年頃に町道整備の際分筆し、残地となった当該地は農地として利用出来なくなり原野化したとの事です。

番号2、願出人は所有者の〇〇、願出の土地は畑2筆、面積計709㎡です。非農地となった事由は、1番3については昭和51年以前に耕作を行わなくなり植林し、1番18については平成8年に居宅の新築を行った際に、工事車両の通行場所として使用し、その後も宅地と一体的に使用してきたとの事です。以上説明いたしました案件にかかる現地確認書を21ページに添えておりますが、非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することが困難である事から、農地法第2条第1項に規定する農地ではないと思われれます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので、併せてご覧下さるようお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、番号1を米澤晃推進委員、番号2を柿木一明推進委員にお願いいたします。

米澤 推進委員 番号1について、ご報告いたします。場所は総会資料の26ページにあります『適用外：〇〇』となっている所で、〇〇から南東へ約900m向かった場所に位置します。詳細な位置などは別冊資料1の1

8～20ページをご覧ください。現地は昭和55年頃に町道用地の分筆があった際に残地となった部分であり、農地として利用することが出来なくなり長い年月が経過し原野化している状態でした。現在の状況となってから20年以上が経過しており、適用外証明も止むを得ないと判断されます。

柿木 推進委員

番号2について、ご報告いたします。場所は総会資料の25ページにあります『適用外：〇〇』となっている所で、〇〇の〇〇から北西へ約900m向かった場所に位置します。詳細な位置などは別冊資料1の15～17ページをご覧ください。現地は議案書にあるとおり1番3については昭和51年頃から不耕作となり、先代が植林したとの事で現在は山林化しておりました。また、1番18については平成8年の居宅新築に伴い工事車両の転回場所として利用したのち、現在まで宅地と一体的に使用している状況でした。いずれの土地についても、農地法の手続きが必要な土地とは知らずに利用されており、現在の状況となってから20年以上が経過しており、適用外証明も止むを得ないと判断されます。

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、願い出のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって、議案第5号は願い出のとおり証明することに決定いたしました。

日程第8、議案第6号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定についてを議題といたします。この議案については農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により議事参与の制限の議案審議がありますので、番号1から6、8から16までと、7を分割して審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め、番号1～6、8～16までと、7を分割して審議

いたします。はじめに、番号1～6、8～16を議題といたします。
事務局の説明を求めます

高橋係長

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

本議案につきましては本年6月から7月にかけて実施した農地利用状況調査により、7月20日に行った農地有効利用検討会において「非農地」として判定した農地の所有者等に対し、「遊休農地の非農地判断に係る事前通知書」を9月17日付けで発送し、所有者等から「非農地証明願」が提出された農地について今回、非農地判断の可否をお諮りするものです。利用状況調査に伴う農地・非農地の判断対象農地について、所有者名と土地の登記地目とその筆数のみご説明いたします。番号1から6、8から16について説明します。

- 番号1、〇〇が所有する畑1筆。
- 番号2、〇〇が所有する田1筆。
- 番号3、〇〇が所有する畑1筆。
- 番号4、〇〇が所有する畑1筆。
- 番号5、〇〇が所有する畑1筆。
- 番号6、〇〇が所有する田1筆。
- 番号8、〇〇が所有する田1筆。
- 番号9、〇〇が所有する田1筆。
- 番号10、〇〇が所有する畑1筆。
- 番号11、〇〇が所有する畑1筆。
- 番号12、〇〇が所有する畑1筆。
- 番号13、〇〇が所有する田1筆。
- 番号14、〇〇が所有する畑1筆。
- 番号15、〇〇が所有する田4筆。
- 番号16、〇〇が所有する畑1筆。

以上15件、計18筆について、いずれも農地の状況は議案書の調査内容及び備考欄に記載のとおり状況であり、利用状況調査班において非農地と判定している所す。なお、別冊にてこの案件に係る地図等を配布しておりますので併せてご覧下さるようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案

第6号のうち、番号1～6、8～16について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって、議案第6号のうち、番号1～6、8～16は原案のとおり決定いたしました。

次に、番号7を議題といたします。この議案については〇〇委員に関する事項がある事から、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与できませんので、この議案の審議が終結するまで退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議長 それでは、事務局の説明を求めます

高橋係長 引き続き番号7について説明いたします。

番号7、〇〇が所有する田1筆。本案件についても農地の状況は議案書の調査内容及び備考欄に記載のとおり状況であり、利用状況調査班において非農地と判定している所です。なお、別冊にてこの案件に係る地図等を配布しておりますので、併せてご覧下さるようお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第6号のうち、番号7について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって、議案第6号のうち、番号7は、原案のとおり決定いたしました。

(米澤晃推進委員 着席)

議長 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。これをもちまして本日の会議を閉会といたします。

閉会時刻 午後3時00分

以上が令和3年11月18日、雫石町役場3階大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 3 年 11 月 18 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 6 番

7 番
